

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案参照条文

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）抄

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 （略）

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一～四 （略）

4～6 （略）

○ 自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号）による改正後の自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）抄

※下線部分が改正により追加された事項

（防衛大臣への再就職の届出）

第八十七条の二十三 法第六十五条の十一第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 官職又は階級

四 再就職の約束をした日以前の隊員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「約束前の求職開始日」という。）（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

五 再就職の約束をした日

六 約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容）

七 離職予定日

八 再就職予定日

九 再就職先の名称及び連絡先

十 再就職先の業務内容

十一 再就職先における地位

十二 求職の承認の有無

十三 防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助（以下「防衛大臣等の援助」という。）の有無

十四 防衛大臣等の援助以外の離職後の就職の援助（最初に隊員となつた後に行われたものに限る。以下「防衛大臣等以外の援助」という。）を行つた者の氏名又は名称及び当該防衛大臣等以外の援助の内容（防衛大臣等以外の援助がなかつた場合には、その旨）

（防衛大臣への事前の再就職の届出）

第八十七条の二十六 法第六十五条の十一第三項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の官職又は階級

四 隊員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「離職前の求職開始日」という。）（離職前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

五 離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容

六 離職日

七 再就職予定日

八 再就職先の名称及び連絡先

九 再就職先の業務内容

十 再就職先における地位

十一 求職の承認の有無

十二 防衛大臣等の援助の有無

十三 防衛大臣等以外の援助を行つた者の氏名又は名称及び当該防衛大臣等以外の援助の内容（防衛大臣等以外の援助がなかつた場合には、その旨）

（防衛大臣への事後の再就職の届出）

第八十七条の三十一 法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の官職又は階級

四 離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

五 離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容

六 離職日

七 再就職日

八 再就職先の名称及び連絡先

九 再就職先の業務内容

十 再就職先における地位

- 十一 求職の承認の有無
- 十二 防衛大臣等の援助の有無
- 十三 防衛大臣等以外の援助を行つた者の氏名又は名称及び当該防衛大臣等以外の援助の内容（防衛大臣等以外の援助がなかつた場合には、その旨）

○自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）抄

（再就職の約束をした場合の届出）

第六十五条の十一 法第六十五条の十一第一項に規定する防衛省令で定める届出は、在職する在職機関を経由して、防衛大臣に届出をしなければならない。

２ 法第六十五条の十一第一項の規定による届出をしようとする隊員は、別記様式第四により防衛大臣に届け出るものとする。

３ （略）

４ 法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る約束が効力を失つたときは、遅滞なく、別記様式第六により防衛大臣に届け出なければならない。

（管理職隊員の事前の再就職の届出）

第六十五条の十三 法第六十五条の十一第一項の規定による届出（次項及び第三項に係るものに限る。）及び法第六十五条の十一第三項の規定による届出は、在職していた在職機関を経由して、防衛大臣に届出をしなければならない。

２・３ （略）

４ 法第六十五条の十一第三項の規定による届出をしようとする隊員は、別記様式第七により届け出るものとする。

５ （略）

６ 法第六十五条の十一第三項の規定による届出をした隊員（離職後二年を経過しない者に限る。）は、当該届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなつたときは、遅滞なく、別記様式第九により防衛大臣に届け出なければならない。